

大阪市告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月5日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年7月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
三休橋千日前線	中央区東心斎橋1丁目15番先	プランター

（建設局総務部管理課）